

一般社団法人日本コミュニティ放送協会(JCBA) 入会のご案内(社員)

地域の活性化等に寄与することを目的として、1992年1月に制度化されたコミュニティ放送は、2011年6月に放送法の改正により特定地上基幹放送として位置づけられ、2025年7月現在、全国で340局が開局しています。

行政、観光、交通等、地域に関するきめ細やかな情報を提供する地域密着型メディアとしてだけでなく、地域の「安全・安心」を担う防災、減災・災害時に欠かせない社会的インフラとして高い評価を受けています。

コミュニティ放送事業者の形態は純民間・第3セクター・NPO法人等様々であり、多くが小規模で経営基盤も万全ではなく様々な問題を抱えています。

これらの現状を踏まえ、JCBAは、コミュニティ放送の普及発展とコミュニティ放送事業者が抱える共通問題解決の促進をもって地域振興と公共福祉の増進に寄与することを目的に活動しています。

■ 社員について

＜資 格＞

当協会の事業に賛同する特定地上基幹放送免許を受けた法人、それに準ずる団体

- ・ JCBA および所在地が該当する地区協議会に入会していただきます。
- ・ 入会は地区協議会推薦による理事会承認制および社員総会決議制です。
- ・ 理事会承認により「準社員」となり、毎年6月に開催される定時社員総会(以下、「総会」)決議により「正社員」となります。

※「準社員」：議決権を有さないことを除いては「正社員」と同様

＜入会申込金／会費＞

入会申込金：15万円 / 会費：年額18万円

■ 入会手続きについて

＜新規開局＞

ご希望の場合は、該当する地区協議会長までお知らせいただき、予備免許取得後、開局情報フォーマットをJCBA事務局へFAXもしくはメールにてご送付ください。

＜既 開 局＞

開局情報をJCBA事務局へ提出されていない場合は、フォーマットに記載の上、ご提出ください。

入会手続き前に、少なくとも下記3件へのご対応が必要です。

- (1) 該当地区協議会長への連絡
- (2) JCBA事務局への開局情報フォーマットのご送付

＜開局情報ご送付先＞一般社団法人日本コミュニティ放送協会(JCBA)事務局

FAX:03-5776-4658 / E-MAIL:info@jcba.jp

- (3) 音楽著作物管理4団体との契約手続き等への対応(詳細はP.2参照)

※各地区協議会の会費、活動等については、該当地区協議会長までお問い合わせください。

※JCBA定款、組織図(各地区協議会長連絡先)掲載先：<https://www.jcba.jp/jcba/index.html>

※開局情報フォーマット掲載先：<https://www.jcba.jp/jcba/nyuukai.html>

＜入会手続きの流れ＞

- 1) P.1 記載要件(1)～(3)確認後、実務ご担当者様へ入会申込書類一式を JCBA 事務局よりメールにてお送りします。
- 2) 「一般社団法人日本コミュニティ放送協会および地区コミュニティ放送協議会 入会申込書」に必要事項をご記入・捺印の上、該当地区協議会長へご提出いただき、入会ご希望時期をご相談ください。

地区協議会長の推薦を経て、事務局へ入会申込書が提出された後、入会申込金(15 万円)をご請求します。

●入会申込金:15 万円

※入会が承認されなかった場合は、すみやかに返戻いたします。

- 3) 下記入会審議要件の履行を確認後、理事会で「準社員」としての入会を審議させていただきます。

【審議要件】

①該当地区協議会長からの推薦を受けていること

②音楽著作物管理 4 団体との音楽著作物・レコード利用・使用契約締結完了

契約手続きについては、JCBA 事務局もしくは下記団体へご確認ください。

・(一社)日本音楽著作権協会[JASRAC] TEL: 送信部 放送メディア課 03-3481-2174

・(株)NexTone(ネクストーン)[NexTone] TEL: 著作権管理部 03-5475-5027

・(一社)日本レコード協会[RIAJ] TEL: 著作権・契約部 03-5575-1304

・(公社)日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター [CPRA]

TEL: 徴収業務部契約課 03-3379-3587

＜新規開局＞音楽著作物管理 4 団体との地上波に関する音楽著作物・レコード利用・使用契約締結完了

＜既 開 局＞上記及び過年度利用料（地上波・インタラクティブ配信サービス料）の完納

③指定期日までの入会申込金お振込

- 4) 理事会で「準社員」としての入会承認後、翌年の定時社員総会開催前月（5 月）まで準社員会費をご請求します。

●準社員会費月額×入会承認月～翌年 5 月までの月数

※準社員期間：準社員承認月～翌年 6 月開催予定の定時社員総会において「正社員承認」されるまで

- 5) 定時社員総会(毎年 6 月予定)で「正社員承認後」に 4 月～9 月までの会費をご請求します。

●準社員会費月額×4～5 月分(2ヶ月)+正社員会費月額×6～9 月分(4ヶ月)=6ヶ月分の会費

※準社員の会費額と正社員の会費額に差はありません。

- 6) 以後は、10 月と 4 月の半期毎に、正社員会費をご請求申し上げます。

●正社員会費月額×6ヶ月(半期)

現在は年額:180,000 円(半期:90,000 円 月額:15,000 円)

※変更が生じる場合は、定時社員総会に上程されます。

■ 音楽著作権物管理 4 団体 請求代行について

JCBA では、音楽著作物管理 4 団体と加盟社の音楽著作物等利用料の徴収代行に関する包括契約を締結しています。

入会后、徴収代行に関する JCBA との契約が必要となります。

※インタラクティブ配信(インターネットサイマルラジオ)を希望する場合は、別途契約が必要です。

(インタラクティブ配信サービス料の請求は利用する配信サイトにより、方法が異なります。)

■ JCBA インターネットサイマルラジオについて

当協会への加盟を条件としたサービスです。資料ご希望の場合は、JCBA 事務局までお知らせください。

以 上